

平成 22 年 3 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（A）  
 研究期間：2007～2009  
 課題番号：19203028  
 研究課題名（和文）超少子高齢・人口減少社会に対応する家族福祉モデルの構築に関する研究  
 研究課題名（英文）Study of Family Welfare Model for the Aging and Low Birth Rate Society  
 研究代表者 中嶋和夫（NAKAJIMA KAZUO）  
 岡山県立大学・保健福祉学部・教授  
 研究者番号：30265102

研究成果の概要（和文）：本研究では、多様な家族に対応した福祉政策を構築するために、若者と子育て世代がどのような福祉ニーズを有しているかを、数カ国における量的調査をもとに明らかにした。その上で、多様な家族の例としてひとり親家族と高齢者に着目するとともに、新しい福祉モデルの例としてワークフェア政策に着目し、ひとり親家族と高齢者への就労・生活支援の現状と課題を数カ国における質的調査をもとに明らかにし、最終的には、新しい福祉モデルのあり方を提言した。

研究成果の概要（英文）：This study cleared needs of youth and parents with children in several countries to make social policies for diverse families by quantitative researches. And then, this study cleared the jobs and live supports for one parent families and the elderly in several countries by qualitative researches. Finally, this study showed new welfare models.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	12,200,000	3,660,000	15,860,000
2008年度	13,900,000	4,170,000	18,070,000
2009年度	9,100,000	2,730,000	11,830,000
年度			
年度			
総計	35,200,000	10,560,000	45,760,000

研究分野：社会福祉学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：家族福祉モデル、ライフコース、若者、ひとり親家族、高齢者

## 1. 研究開始当初の背景

超少子高齢・人口減少社会においては、個々人のライフコース選考と家族形態（世帯構造と世帯類型）に着目しながら、柔軟な福祉ニーズ解決型の戦略的な家族福祉モデルを構築することが不可欠である。この目的達成のために、ウェルビーイングとライフコースに関する量的調査を行うとともに、ソーシ

ヤルワーク実践と理論に関する質的調査を行う必要がある。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、超少子高齢・人口減少社会の加速化に伴って派生する個人と家族の生活問題に対応しうる、ウェルビーイングの維持・向上を重視した 21 世紀に貢献する家

族福祉モデルを構築することにある。

### 3. 研究の方法

第1に、アメリカ、ドイツ、韓国、中国、日本の大学生を対象に、将来のライフコースに関する量的調査を行い、これら5カ国の調査結果を比較検討した。

第2に、韓国、中国、日本の子育て中の親を対象に、ウェルビーイングに関する量的調査を行い、これら3カ国の調査結果を比較検討した。

第3に、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、フィンランド、韓国、日本においてひとり親家族に対する就労、子ども、家族支援に関する質的調査を行い、7カ国の調査結果を比較検討した。

第4に、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、フィンランド、韓国、台湾、日本において、高齢者に対する就労支援に関する質的調査を行い、8カ国の調査結果を比較検討した。

### 4. 研究成果

3年間の研究成果を、14人の執筆者によって、『多様な家族時代における新しい福祉モデルの国際比較研究—若者、ひとり親家族、高齢者—』というタイトルの著書にまとめた。本研究では、以下の内容を、国際的、実証的、体系的に研究した。

第1に、多様な家族の時代の到来を人口統計学観点から明らかにし、今後は多様な家族に対する福祉政策が必要であることを明らかにした。その上で、多様な家族に対応した福祉政策の構築のために、日本の若者がどのようなライフコース設計をもっているのか、また日本の子育て世帯がどのような福祉ニーズをもっているのかについて、他の国と比較しながら明らかにした。

(1) 家族類型については、2030年までに、「単独世帯」と「ひとり親と子からなる世帯」が増加する一方、「夫婦のみ世帯」「夫婦と子からなる世帯」「その他の一般世帯」が減少していくと推定され、今後ますます家族の多様化が進むことを明らかにした。

(2) こうした状況下において、若者のライフコース選好傾向に関する研究結果は以下の通りであった。①結婚、就労、あるいは出産（子育て）に対してポジティブな態度を示す学生ほど、結婚、就労、あるいは出産（子育て）に対する意思が強かった。②伝統的な性別役割分業観が、結婚、就労、出産（子育て）に対するメリットに影響していた。③結婚に対する主観的規範は、ドイツ男女群と日本の女性群の3群を除いて、結婚意思に有意な効果を示さなかった。④結婚意思には伝統的性別役割分業観が無視できない変数となっていることが示された。

(3) さらに、子育て世帯の福祉ニーズに関する研究結果は以下の通りであった。ひとり親世帯、核家族世帯（仕事なし）、核家族世帯（仕事あり）、拡大家族世帯の内、相対的にひとり親世帯において、ウェルビーイングに関連した福祉ニーズの充足が課題となっていた。具体的には、「医療と保健」の領域の充実度は、東アジア3カ国のひとり親世帯と母親が就労していない世帯において低い傾向にあった。「教育」の領域の充実度は、韓国と中国のひとり親世帯において低かった。「勤労生活」の領域の充実度は、韓国と日本の母親が就労していない世帯において低かった。「休暇と余暇生活」の領域の充実度は、韓国と日本のひとり親世帯において低かった。「収入と消費生活」の充実度においては、中国のひとり親世帯においてのみ低かった。「生活環境」においては、中国のひとり親世帯や共働きの核家族の世帯において充実度が低かった。「安全と個人の保護」の充実度は、中国のひとり親世帯や共働きの核家族の世帯において低かった。「家族支援」の充実度は、韓国や中国のひとり親世帯や核家族の世帯において低かった。「地域生活」の充実度は、中国のほとんどの家族形態において低かった。「公正と生活保障」においては、韓国の若い世代のひとり親世帯や妻が仕事に就いていない核家族の世帯において低かった。

第2に、多様な家族の例として、今後ますます増加するひとり親家族と高齢者を対象にした。そして、新しい福祉モデルとして就労支援（ワークフェア政策）に着目し、日本におけるひとり親家族と高齢者の就労支援の現状と課題を、数カ国の状況と比較しながら検討した。比較検討の際、アジアと欧米諸国という視点からも検討した。

(1) 7カ国のひとり親家族に対する就労・家族支援に関する研究から得られた結論は以下の通りである。

ひとり親家族に焦点を当てたワークフェア政策を展開しているのは、アメリカ合衆国（TANF）、イギリス（ひとり親家族のためのニューディールプログラム）、そして日本だけであった。7カ国の研究を終えてわかることは、結局のところ、男女平等の理念のもと、男女が平等に安心して働ける個人単位を基本にした社会システムの構築（社会保障制度や税制度改革、労働時間の短縮、最低賃金の引き上げ、子どもとその家族へのサービスなど）と男女がともに働く文化を育てなければ、ひとり親家族の就労支援をいくら行ってもあまり効果がないということである。

日本や韓国では、まず、男女が平等に働ける社会システムづくりが早急に求められる。その上で、ソーシャルワーカーなどの専門家

が、ひとり親家族に対して、就労のためのケースマネジメントや生活問題の解決を行うとともに、時間をかけた、ひとり親家族の状況に対応した職業教育や職業訓練、そして、その際の所得保障を充実させるべきであろう。職業教育や職業訓練を受けやすい体制を構築しているフィンランドの例や、すぐに職につけそうな人にだけでなく、稼働能力はあるが働くことが難しい状況にあるひとり親家族の母親に対しても、長期間かけて、ソーシャルワーカーなどの専門家がいていねいな就労支援を行っているドイツの事例は参考になる。日本でも、公共職業安定所や母子家庭等就業・自立支援センターで、ひとり親家族の母親を対象に就労支援のプログラムを展開しているが、ドイツのそれと比べた場合、それは、職業教育にかかる時間、そして内容において十分ではない。このような違いが出てくる大きな理由は、日本では就労意欲のある職に就けそうな人のみに就労支援のプログラムを提供し、稼働能力はあるが、働くことが難しい状況にある人には就労支援のプログラム（生活保護受給者等就労支援事業）を提供していないことにある。しかし、貧困の再生産を食い止めるためには、稼働能力はあるが働くことが難しい状況にある日本のひとり親家族にドイツのようなプログラムを提供すべきである。そして、もちろん、ひとり親家族の母親の就業率がすでに高い日本では、より専門的な仕事に就けるような職業教育とその際の所得保障が必要である。

日本におけるひとり親家族を対象にしたワークフェア政策を実施した理由の一つとして、伸び続ける児童扶養手当を抑制しようというねらいがあった。まず、7カ国における児童扶養手当に相当するようなひとり親家族を対象にした手当の状況について見ると、7カ国中この種の手当が存在するのは、日本と韓国だけであった。フランスにもAPIというひとり親家族のための手当が存在したが、2009年の福祉改革以後、この手当は廃止された。アメリカにはTANFは存在するが、これは子どものいる低所得の家庭に支給される、分野別の生活保護に相当するものであるから、そもそもアメリカには児童扶養手当に相当する手当は存在しないといえる。

7カ国を比較した際、ひとり親家族に限定した手当以外の給付方法として、①子ども全体を対象にした児童手当にひとり親家族のための加算を行う方法と②同居していない親から養育費が徴収できない場合、公的機関が養育費に関わる手当を支給する方法があることがわかる。前者の児童手当に加算を行

う方法を採用する国はフィンランドである。イギリスにも、同様の加算が存在したが、1998年以降、新規の受給者には加算されなくなった。後者の養育費に関わる手当を採用しているのは、ドイツ、フランス、フィンランドである。アメリカとイギリスには養育費徴収のシステムはあるが、しかし、そのシステムは養育費が徴収できなかった家族への対処方法において、ドイツ、フランス、フィンランドの手当制度とは決定的に異なる。

次に、法律名について見てみると、韓国にはひとり親家族支援法が存在し、法律名に「ひとり親家族」という言葉が使用されている。それに対し、日本にはおいては母子及び寡婦福祉法が存在し、母子家庭と寡婦を強調する法律名となっている。この法律と連動して、日本には母子自立支援員が各福祉事務所に非常勤職員として配置されている。

さらに、日本では、ひとり親家族を支援する非営利組織名にも母子家庭やシングルマザーという言葉がよく使用されているが、日本以外の国では、母子家庭と父子家庭を区別しないひとり親家族という表現がよく使用され、非営利組織名にもひとり親家族という言葉が使用されている。また、フランスでは、シングルマザーという言い方は差別的な表現として受け止められており、シングルマザーの代わりに、ひとり親家族の母親 (*mère de famille monoparentale*) という表現が用いられていた。

以上の状況からわかることは、日本はあまりにも母子家庭という家族の枠組みを、法律上、手当上、人々の社会活動や意識上も強調しているということである。しかも、母子家庭に、寡婦という枠組みが追加されている。7カ国を見渡した時、この点が日本の特殊性であることがわかる。しかも、その特殊性は、戦後64年たってもなお、戦争未亡人とその子どもへの対策としてはじまった日本の母子福祉政策の歴史を引きずった特殊性である。

このように母子家庭や寡婦に焦点を当てた政策が展開されているにもかかわらず、皮肉なことに、2005年頃の段階で、ひとり親家族の相対的貧困率が最も高い国は日本なのである。その理由として、①男性稼ぎ手モデルを前提にした男性中心の労働市場と②子どもやその家族への社会支出が低いことが挙げられる。今後は、先にも述べたように、第1に、男女平等の理念のもと、男女が平等に働ける、個人単位を基調とした社会システムの構築と男女がともに働く文化を育てなければならない。第2に、現代社会においては多様な形態の家族が存在し、その多様な家

族のニーズに対して多様な支援メニューを用意することを通じて、すべての子どもの幸せを社会全体で保障することが必要である。こうした考えに基づけば、母子家庭、父子家庭も多様な家族の一形態にすぎないわけであるから、将来的には、母子家庭や寡婦に焦点を当てた母子及び寡婦福祉法は廃止し、また、韓国にあるようなひとり親家族のみに焦点を当てたひとり親家族支援法といった法律をつくるのでもなく、児童・家庭福祉法を創設し、その法律の一部においてひとり親家族の子どもと家族に対する支援について規定すべきなのではなからうか。ひとり親家族には、手当、就労、住宅、保育、教育、医療などの多様な分野から生活をトータルに支えることが必要なわけであるが、将来的には、こうした支援も上記の法律の下、ひとり親家族という枠組ではなく、子どものいる家族への支援という枠組による支援の方向に向かって行くべきではないか（この場合、所得制限のあるサービスと所得制限のないサービスが混在することになる）。また、相談の専門家についても、現在福祉事務所にいる母子自立支援員と家庭児童相談員を統合し、ひとり親家族に限らず、子どものいるすべての家族の相談に対応する子ども・家庭支援員（常勤のソーシャルワーカー）を新たに設置すべきではないか。

上記の論理にしたがえば、たとえば、ひとり親家族に対する手当はどうなるのか。児童扶養手当のような、ひとり親家族に特化した手当を継続していくか、それとも児童手当のひとり親家族加算や養育費に関わる手当という方式をとるのか、今後検討していく必要がある。だが、女性労働状況が悪く、経済的に困窮したひとり親家族が多い日本においては、当分の間、引き続き児童扶養手当制度を継続していくしか選択肢はないだろう。母子家庭を対象にした高等技能訓練促進費についても同じことがいえる。

ひとり親家族に対する政策が子どものいる家族の政策へ統合されていった場合、ひとり親家族に限定した支援としては何が残るのか。家族調停、ひとり親の悩みを共有できるグループワーク、同居していない親からの養育費に関わる支援などではなからうか。そして、7カ国の研究を終えて、これら3点とも、日本のひとり親家族への支援においてまだ充分ではないことが明らかとなった。第1に、家族調停について、フランスなどでは両親が別れた後も、子どもの視点に立って、子どもに両親の別離を理解させるとともに、同居していない親と子どもとの関係が上手く

いくように支援する家族調停がかなり進んでいる。今後日本でも、このような家族調停に関するシステムづくりを急がなければならない。第2に、ひとり親家族の親を対象にしたグループワークについて、日本ではひとり親家族を対象にしたグループはほとんどなされていないが、ドイツやフランスではこのグループワークがソーシャルワーカーのもとで盛んになされ、ひとり親家族の抱える生活問題の解決や心理的安定に大きく寄与している。ひとり親家族の親を対象にしたグループワークの開催が求められる。第3に、養育費について、日本では、養育費徴収のシステムづくりが充分でないが、今後、各国の養育費徴収システムや養育費が徴収できなかった場合の養育費に関わる手当のシステムを参考にしながら、養育費に関わるシステムについて検討していく必要がある。そして最後に、ひとり親家族の子どもとその親が、日常の実践（pratique）によって、主体的に生きることができるような、様々な次元のネットワークの構築が必要である。

(2) 8カ国の高齢者に対する就労支援に関する研究から得られた結論は以下の通りである。

現在、高齢化によって、公的扶助や年金などの社会的費用が増加している。また、雇用政策の緩和による高齢者の就労環境の悪化は、高齢者就労率を低下させる一要因になっている。さらに、イギリスの英連邦との特殊関係やアメリカの広大な天然資源を除くと、各国では、IT産業をはじめ自動車、金融など先端産業が経済基盤である点が共通している。これらは労働集約型のブルーカラー産業ではなく、高学歴を要するホワイトカラーが経済の原動力であることを意味する一方、中高年齢者の早期退職を促す一要因につながっている。

このような状況におかれた8カ国の高齢者に対する今後の就労支援のあり方を以下のようにまとめることができる。

1つに、継続雇用のための環境作りが必要である。継続雇用するためには先端技術の変化に適應できる再教育や訓練が緻密に行う必要がある。すなわち継続しての雇用が前提となり、定年後の働き方を予想しての長期的な方案が求められる。

2つに、再就職のための社会システム構築が必要である。多くの国で早期退職者や中高年退職者の再就職を妨げているのは就職の際に年齢制限を設けているのと、技術の不合致である。したがって中高年齢者就業のための法的措置とともに社会システムの改善が求

められる。

3つに、就労意欲の向上を促す必要がある。中高齢者の定年は各国さまざまな状況であるため、いくつまでと指定するのは無理があるが、各地域の平均寿命や高齢者に対する文化的背景を基に調整し、高齢者の就労意欲の奨励し向上を促す必要がある。

4つ目は、既存の福祉制度の退歩もしくは弱化に関する懸念である。高齢者の就労は高齢者自身の就労意欲を前提にするもので、社会制度的に就労活動の阻害要素は改善すべきであるが、すべての高齢者が就労を望むとは考えられない。したがって高齢者就労環境の改善が公的扶助や年金制度の後退につながることは避けなければならない。

こうした各国が抱えている共通認識は、多くの部門で相互作用していることから包括的打開策の模索が望ましいと考える。そのためには、労働者を代表する労働組合と企業を代表する経済団体連合、そして政府の積極的中立の基でのチャンネル確保が成功の鍵となるだろう。

## 5. 主な発表論文等

〔図書〕(計1件)

中嶋和夫監修、尹靖水、近藤理恵編著、学文社、多様な家族時代における新しい福祉モデルの国際比較研究、2010、414

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

中嶋 和夫 (NAKAJIMA KAZUO)  
岡山県立大学・保健福祉学部・教授  
研究者番号：30265102

### (2) 連携研究者

黒木 保博 (KUROKI YASUHIRO)  
同志社大学・社会学部・教授  
研究者番号：20121593  
尹 靖水 (YOON JHONSU)  
梅花女子大学・現代人間学部・教授  
研究者番号：20388599  
近藤 理恵 (KONDO RIE)  
岡山県立大学・保健福祉学部・准教授  
研究者番号：60310885  
呉 裁喜 (OU JAY)  
大東文化大学・文学部・講師  
研究者番号：40326989  
桐野 匡史 (KIRINO MASAFUMI)  
岡山県立大学・保健福祉学部・助手  
研究者番号：40453203  
高橋 重郷 (TAKAHASHI SHIGEHIRO)  
国立社会保障・人口問題研究所・副所長  
研究者番号：00415829

佐々井 司 (SASAI TSUKASA)

研究者番号：30415830

